

健康福祉課からお知らせ

シリーズ「権利擁護」

成年後見制度編

シリーズで高齢者虐待及び成年後見制度についてお知らせしています。第2回目は「成年後見制度」です。

1) 成年後見制度とは？

・成年後見制度とは、判断能力が不十分なために、自身の財産を侵害されたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面での支援を行なうことができるようつくられた制度です。

こんな時に制度の利用ができます

- ①：最近、物忘れが激しく認知症が疑われた。一人暮らしであるため今後がとても不安です。
- ②：認知症の母の不動産を売却して、（母の）老人ホームの入所費用にあてたいと考えています。
- ③：夫に先立たれてしまい一人で過ごすことになり、今後がとても不安がある。夫が残してくれたアパートの経営や、将来お世話になるかもしれない老人ホームの入所手続きなど、自分が判断できなくなったときのことを考えるととても心配です。
- ④：年金生活の一人暮らしのお年寄りが、訪問販売で必要もない高額な商品を買ってしまい困る。

2) 支援の内容は2種類あります

判断力がしっかりしている方

任意後見制度

・将来に備えて、判断能力のあるうちに、「支援してくれる人（任意後見人）」と「支援内容」を決めておく制度です。

判断力が衰えてきた方

法定後見制度

・判断能力の衰えてきた（衰えた）方に代わって、契約や財産管理を行なう人（成年後見人など）を選任してもらうための制度です。



〔成年後見制度に関する
相談及びお問い合わせ窓口〕

健康福祉課

福祉グループ ☎76-3821
地域包括支援センター ☎76-3863



保健福祉センターからお知らせ

献血にご協力をお願いします！



わからないことが
ありましたら、
下記までご連絡
ください。

日時 11月30日（木）

午前10時～午後4時

場所 九重町役場（玄関フロア）

協力 九重ライオンズクラブ

お問い合わせ 保健福祉センター
☎76-3838

大分県が運営する健康アプリ「^{あるとつく}おおいた歩得」の利用開始のお知らせ

～平成29年12月1日から利用開始、グループでの参加も可能～

「^{あるとつく}おおいた歩得」は、大分県民の健康維持につながる生活習慣の定着化を図ることを目的に、無理せず楽しみながら参加でき、継続して利用できるアプリケーションです。

日常のウォーキングや健診などによって得られる健康ポイントが目標ポイントに達成すると「おおいた歩得カード」が画面に表示されます。

「おおいた歩得カード」は大分県内の協力店で提示する事で特典を受けることができるお得なカードです。他にもランクアップにより、豪華商品を抽選でプレゼント！

みんなで健康になって、「おおいた歩得カード」を獲得しましょう。

大分県に在住の18歳以上
（高校生を除く）の方が対象となります。

～ダウンロード等詳しくは
ホームページをチェック～

おおいた歩得

検索

<http://oita-altok.jp/>

お問い合わせ

大分県福祉保健部健康づくり支援課 ☎097-506-2666

携帯電話・スマートフォンからはこちら!!



保健福祉センターからお知らせ

12月1日は「世界エイズデー」です。

「世界エイズデー」は、世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、1988（昭和63）年にWHO（世界保健機関）が制定したもので、毎年12月1日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われています。

HIV・エイズは、決して特別な病気ではありません。ひとりひとりが正しい知識を持ち、適切に対処することが予防につながります。



理解と支援の象徴、
レッドリボン

エイズ（後天性免疫不全症候群）は、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染することによっておこる病気ですが、HIV感染＝エイズということではありません。HIV感染症の進行により、免疫不全（免疫がうまく働かなくなる）に陥った状態をエイズといいます。

～HIV感染の8割以上が性行為によるものです～

HIVは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳の中に存在します。他人に感染する可能性があるのは、これらの体液が粘膜や傷口に接触した場合で、唾液・汗・涙などでは感染しません。HIVは主に3つの経路で感染します。

- ①性行為による感染……性行為による感染は最も多い感染経路です。性行為におけるコンドームの正しい使用は、HIV感染症・エイズ予防にとって有効な手段です。
- ②血液を介しての感染…HIVが存在する血液の輸血や、覚せい剤などの依存性薬物の“回し打ち”による注射器の共用などによって感染します。
- ③母親から赤ちゃんへ…母親がHIVに感染している場合、妊娠中や出産時に赤ちゃんに感染することがあります。また、母乳による感染の例もあります。妊娠中に必ずHIV抗体検査を受けましょう。必ず母子感染を起こすわけではありませんが、予防的措置により更に感染する確率を少なくできます。

『ハンセン病』のこと知っていますか？

ハンセン病はかつては「らい病」と呼ばれた、伝染力の極めて弱い「らい菌」による慢性の感染症です。日本においては、戦前・戦後を通じて、患者に対して施設入所政策など病気の現状にそぐわない誤った政策がとられていたため、患者やその家族に極めて厳しい苦痛を与え、また多くの人々がこの病気に対して強い偏見を持つ要因にもなりました。

わたしたちにできることは、ハンセン病について正しい知識と理解をもつこと。これが差別や偏見をなくす第一歩です。



①ハンセン病は遺伝病ではありません

ハンセン病は潜伏期間がきわめて長いため、また、病気がきわめてゆっくり進むこと、さらに同一家族で発病する人が多い場合があり、遺伝病という誤解が生じました。

②「らい菌」は極めて感染力の弱い菌です

「らい菌」は、乳幼児などの免疫力が低い状態のときに感染することが多いのですが、感染しても現代の日本社会では発病することはまれです。

③ハンセン病は確実に治療できる病気です

ハンセン病は皮膚の表面にこぶや斑紋などが生じる、皮膚と末梢神経の病気です。現在では、有効な薬剤を使うことで確実に治療できます。早期発見・早期治療をすれば、後遺症もまったく残りません。

※ハンセン病について、もっと詳しい情報を知りたい方は、厚生労働省のホームページもご覧ください。

『11月19日はおおいた食の日』

うまい！楽しい！元気な大分を目指し、食育の普及啓発を行っています。

九重町で生産された食材を使い地産地消、伝承料理を食べて食文化に触れるなどしてみましょう！！

お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838

平成30年産以降の米生産に関する国の施策が大きく見直されます

施策の主な変更点は以下の通りです。

変更点① 国による米の生産数量目標の配分が行われなくなります。(ただし、需要量に見合った米の生産を引き続き推進するため、国が示す需給情報を参考に、大分県農業再生協議会から各地域の農業再生協議会に対して、県が独自に定めた目標値(目安)を通知します。)

変更点② 生産数量目標に沿って生産した方に対する「米の直接支払交付金」(10アール当たり7,500円)が廃止されます。

これらの変更点について、詳しくは玖珠九重地域農業再生協議会へお問い合わせいただくか、県HPで「農地活用・集落営農課」を検索し、新着情報「平成30年産以降の米政策の見直しについて」をご覧ください。

お問い合わせ 玖珠九重地域農業再生協議会(役場 農林課内) ☎76-3804

農業経営の新たな
セーフティネット
として

収入保険制度が始まります

収入保険制度とは

品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

収入保険制度のポイント

- ・加入対象者 青色申告を行っている個人・法人の農業者です。
- ・加入受付 平成30年10月より開始されます。
- ・対象農産物 基本的にすべての農産物(牛マルキン等の畜産物は対象外)です。
- ・対象収入 農業者が自ら生産し販売したすべての農産物(一部加工品含む)に係る収入全体です。
- ・対象要因 自然災害や価格低下などによる収入の減少を補償します。
- ・補償内容 当年の収入が基準収入(個人ごとの過去5年間の平均収入)の9割(最高補償限度)を下回った場合に、下回った額に支払率(最高9割)を乗じた金額が補填金として支払われます。

※詳細は、県内のNOSA(中西部支所 ☎72-3409)へお気軽にお問い合わせください。また、ホームページでもご覧頂けます。

その他

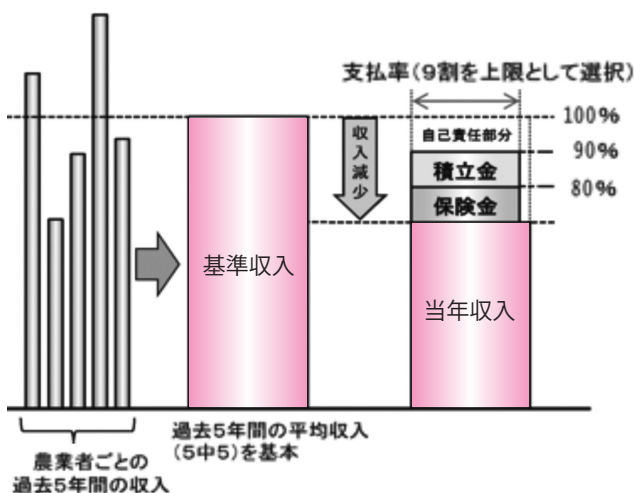
- ・県内各支所、出張所に相談窓口常設
- ・12月7日、農水省による県内説明会実施
- ・12月に各支所、出張所において説明会実施予定

お問い合わせ

大分県農業共済組合本所

収入保険対策室

☎097-544-8110



「このえ学」の取組を紹介 第2弾!

「このえ学園」は「ふるさとを学び、夢や志を抱き、ふるさと九重を大切に作る人づくり」をめざします。

このえ緑陽中、南山田小、飯田小、淮園小については広報9月号で紹介済です。

《野上小学校》

学習内容：「このえ自慢カルタを作ろう」

野上小学校は、夏休みから「九重町の自慢をカルタで表現しよう」と全校でカルタ作りに取り組んでいます。

5・6年生が中心となって下級生に教えながら「読み句」「絵札」を作り上げていきます。11月12日（日）の地域ふれあいフェスティバルでカルタ大会も開かれました。



8つの縦割り班で作成



ランチルームで作業



絵札が完成!



保護者も制作メンバーです。

《野矢小学校》

学習内容：「野矢の野菜や畑について調べよう」

全校児童が野菜作りを通して命を守り、健康な体を作る「食」の大切さを学習しています。

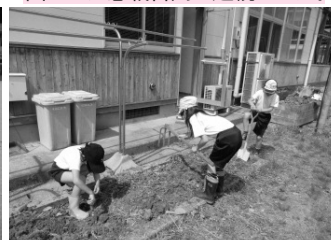
野矢地区の方をゲストティーチャーとして招き、土づくりから始めました。秋には、採れたての野菜を調理して、学習発表会を行ないます。

地域の方から「元気な野菜は土作りから」と教えてもらいました。



「たくさんできますように」と願いを込めてイモ苗植え

固い土に悪戦苦闘の連続でした。



大きなイモが採れたよ〜



《東飯田小学校》

3年学習内容：「東飯田の自慢をPRしよう」〜梨づくり

3年生は校区の梨農家の方にお話を伺い、梨栽培の学習をします。秋は収穫・調理して学習をさらに発展させます。



3年生は質問をいっぱい行いました。ゲストティーチャーの井上東介さんは、一つひとつ丁寧に答えてくれました。



袋に「大きくなりますように」とメッセージを書き添えました。



袋かけの仕方を教わりました。作業は思った以上に難しく、大変でした。



5年学習内容：「地域の防災について調べ、発信しよう」

校区の避難場所になっている隣保館に見学に行き、

- ・防災グッズを収納している資材倉庫見学
- ・防災グッズの説明と毛布の試着や非常食の試食
- ・地震の際に実際に避難した時の様子や「泊まれる人数」など、たくさんのことを教えてもらいました。



館長さんから施設の説明を受けました。



非常食のキャンパンを試食しました。



防災用の毛布に触って、試着もしました。



お問い合わせ

教育振興課

☎76-3834

税務課からお知らせ

農業収支計算説明会（白色）開催

農業収入のある方は所得税の申告または住民税の申告について、収入金額から必要経費を差し引く収支計算により農業所得を算出し、申告していただくことになります。

次の日程で「農業収支計算説明会」を開催しますので、農業収入があり白色申告の方の参加をお待ちしています。

【日 時】12月12日（火） 午後2時～

【場 所】九重町役場 3階 301会議室



地方税の申告は **eLTAX** で！

eLTAXは、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

手続きは自宅や
オフィスから

複数の地方公共団体へ
まとめて一度に送信

eLTAXのサービスは
無料

国と地方にそれぞれ提出する義務のある源泉徴収票・給与支払報告書を一括して、eLTAXで一元的に送信することができます。

これにより、PCdeskで給与支払報告書と源泉徴収票の統一様式に1回入力いただくだけで、給与支払報告書と源泉徴収票のそれぞれのデータが作成され、給与支払報告書のデータが市区町村に、源泉徴収票のデータが国税庁に、提出できます。

eLTAXに関する、詳しい情報は
ホームページをご覧ください

▶ <http://www.eltax.jp/>

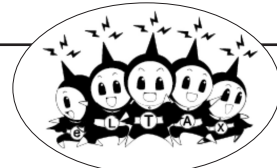
ハイシンコク

ヘルプデスクへのお問合わせ

▶ ☎ 0570-081459

eLTAXをご利用できる時間

▶ 8:30～24:00（土日祝、年末年始は除く。）



イメージキャラクター：エルレンジャー

一般社団法人 地方税電子化協議会

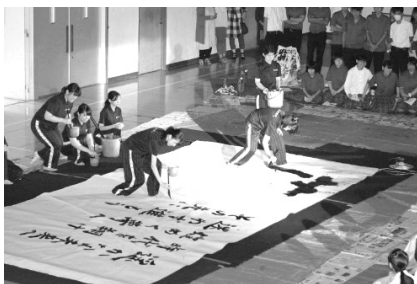
お問い合わせ 税務課 課税グループ ☎76-3803

変化を機会に、そして挑戦へ！
Change→Chance→Challenge!

玖珠美山通信

玖珠美山高校

☎(72) 1148



9月27日～29日に開催された「美山祭」。文化の部では、少林寺拳法部、書道部のパフォーマンス、吹奏楽部の演奏、2年生各クラスのステージ発表、1年生のクラス展示や文化部の展示、海外派遣研修生と農業クラブの発表などが行われました。文化の部の最後には、パソコン部が準備から当日の様子をとりまとめた映像を締め括りとして放映するなど、工夫を凝らした内容になりました。体育の部は、秋晴れの中開催さ

美山祭開催
テーマは「紡ぐ」



れ、生徒の全力が光る、最高のパフォーマンスとなりました。また、全校生徒によるフォークダンスも行われ、思い出に残る1日となりました。今後、3年生は、進路決定に向け追い込みの時期となります。1・2年生は、部活動の新人戦や、進路目標を現実のものにする時期となります。

11月のハート降る♡このえ

私の“ステキ”なご近所さん

衆院選当日は台風の予報だった。

投票にどうやって行こうか、雨が降らなければ問題ないけど。今まで棄権したことがなかったけど今回は止むを得ずためかなと思っていた。

投票前夜に「あしたの選挙におばちゃんをのせて行くよ」と近くの若い人から電話を貰った。思いがけない事だったけど有難くお願いした。高齢化や一人暮らしが増えてきたこの頃、お助け隊などの活動が云われているが、やはりご近所の方の助けが一番頼りになる。思いやりの気持ちに胸があつくなった。お蔭で夜も心配なくぐっすり眠る事ができた。

この様な方はどこにでも居るかも知れないが本当のやさしさを教えてくれた気がします。

彼は期日前投票をすませていたのに…です。



伝えたい「ちょっといい話」「心あたたまる話」をぜひお寄せください。

ハート降るこのえ担当 阿部 征則

郵便の場合は次のところへ。〒879-4895 九重町役場企画調整課(☎ 76-3807)

幸せになろうね

No.257

人権

心の扉

2017 第5回

なるほど“ザ”人権講座を終えて

本年度の最終講座となる第5回「なるほど“ザ”人権講座」が、10月26日(木)に開催されました。

今回は、まず飯田小学校の池部義孝校長先生の体験談を伺い、続いて「阻害される・差別される」ことがどのようなものか、という疑似体験と、「PTAの集まりで、部落問題に対しそれほど関心がなく、間違った考えを持つAさんBさんと、人権講座についての話になったとき、あなたはどう話しますか」という内容で、会話形式の疑似体験を行いました。

●受講生の感想の一部を紹介します。

- ・一人でいるつらさ、さみしさは実際に自分が体験しないとわからないことに気づきました。
- ・対話形式で自分の考えを述べるのが難しかったけど、次に話す機会があったら自分の考えを話したい

と思います。

- ・第1回講座に参加するまでは「何をするんだろう」とマイナスな気持ちでしたが、1回受けることに来てよかったなあと思え、あたたかい気持ちになりました。
- ・自分だけでなく子どもや家族のためになりました。今は受講できたことに感謝しています。
- ・大人になって人権学習する機会がありよかった。

全5回の講座で受講生の皆さんは多くのことを聞き・知り・感じ、自分なりに色々なことを考えてきました。また、話を一方的に聞いて終わる講座とは違い、グループ討議の中で自分の思いを言葉に出す機会が多いこともこの講座の特徴です。この講座で得たたくさんの「気づき」が受講生一人一人の中で芽吹き、「人権のまちづくり」を進めていく仲間として今後PTAや地域で活躍されることを願っています。

夜に開催される連続講座で参加の難しさはありますが、一歩踏み出せば自分にとってプラスになる気づきに出会えるはずです。来年度も多くの方々(特に未受講者の方々)の参加を心からお待ちしています。

紙面の都合上、詳細について掲載することができませんが、ご質問等がございましたら、社会教育課(☎ 76-3823)までお問い合わせください。